

下水道特集⑧  
平成4年4月使用開始

# 3年以内に、改造を。

## 下水道が整備されたら、水洗トイレ工事の申し込みを。

現在、船場町で浄化センターの建設が進んでいますが、この工事が完成すると市では、下水道処理開始の公告をいたします。公告とは、下水道が使えるようになりましたと市民のみなさまにお知らせすることです。そうしますと、下水道管が道路に埋設され「処理区域」になっている区域のみなさんは、宅地内の汚水（台所・風呂・トイレなどから出る全部の汚水）を、排水設備を設けて「公共汚水ます」につなぎ、トイレは水洗トイレに改造しなければなり

ません。これは、下水道法で決められているもので、排水設備が下水道に連結された場合にかぎり、期間は処理開始の公告後3年以内となっています。また、処理区域に新しく家や工場などを建てる場合は水洗トイレにしませんと、建築が許可にならないよう義務づけられています。排水設備は「私設下水道」ともいわれ、各家庭の台所、風呂、水洗トイレなどの排水口から、市が設置した「公共汚水ます」までの設備をい、個人の財産となります。このた

め、公共汚水ますにつなぐまで、使用する人の費用で設置していただきます。この工事は、延長によって異なりますが、1戸あたり（排水管延長を15mとした場合）172,000円ぐらいかかります。また、水洗トイレへの改造工事費については、家の状態により異なりますが、標準的な改造費はおよそ30～37万円ぐらいかかります。また、全ての工事費については、下表の通りがめやすです。

### 工事費のめやす

◎排水設備工事 (屋外の排水管延長15m)	172,000円
◎衛生設備工事 (トラップ内臓・便器・ロータンク等取付含)	105,000円
◎便槽処理工事 (便槽処理及び復旧)	26,000円
◎給水設備工事 (配管5m水抜栓)	79,000円
◎室内改造工事 (床・壁・天井改造)	163,000円
計	545,000円

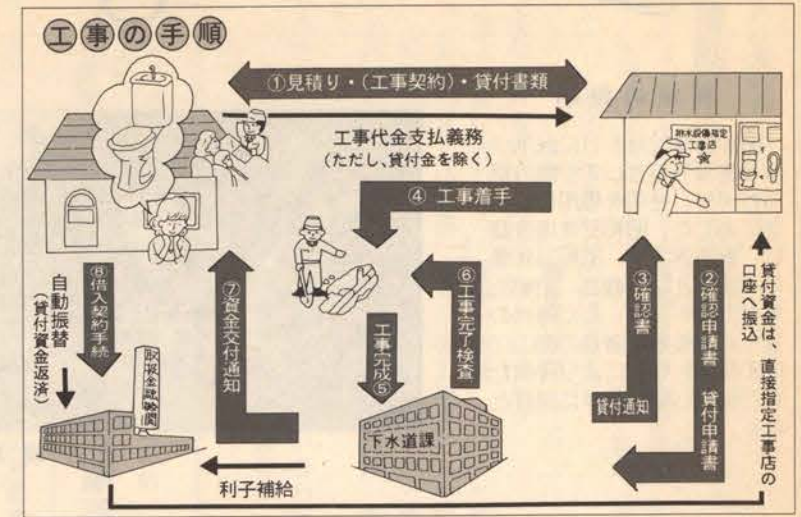


## 下水道住民説明会 Q & A

Q：排水設備工事を一日も早くやりたいのですが、それは可能ですか。  
A：し尿・浄化槽収集運搬業者が3社しかない現状において、地域をバラバラに実施しますと、臭をバラまいたり、工事の効率がわるくなりますので、排水設備

## 工事は、市指定を受けた業者で行ってください。

排水設備や水洗トイレへの改造の工事は、適正な工事をするため、市の指定を受けた業者でなければ行うことができません。工事を始めるときには排水設備指定工事店（広報3月号に掲載）へ直接お申し込みください。指定業者に依頼しますと、その業者がみなさんに代って申請関係の事務手続きを行います。そして、標準設計工事単価を参考に見積りをし、責任をもって着工します。市では、その工事見積りが適正か、技術的に正しいかをチェックし、工事終了後に現地検査を行います。



## 留萌市水洗便所改造等補助金制度を設けました。

留萌市では、下水道の普及促進とみなさまの経済的負担の軽減を図るため、補助金制度を設けています。  
■補助対象者 下水道が使えるようになった区域（処理区域）内で、自己資金により水洗便所改造等工事を行う個人が所有し居住の用に供する住宅（新築は除く）の所有者で次の要件を備えている方。

①処理開始の日から1年以内に居住住宅の既存のくみ取りトイレ、し尿浄化槽を水洗便所に改造し、同時に排水設備を設置する工事を完成させること。  
②市民税、固定資産税及び受益者負担金を滞納していないこと。  
■補助金の額 ①水洗トイレ及び排水設備の改造工事を同時に行った場

合 43,000円  
②し尿浄化槽及び排水設備の改造工事を同時に行った場合 13,000円  
■補助金の申請手続 排水設備等工事計画確認申請と同時に納税証明書及び、水洗トイレ改造等補助金交付申請書を提出してください。  
■補助金の交付 補助金は工事完了後申請者の銀行口座に振り込みます。

### 手続きの流れ

